

2023年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2023年12月22日(金)

愛知県障害者施策審議会

2023年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2023年12月22日(金) 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

岩田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、加藤(歩)委員、加藤(勝)委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員(会長代理)、高橋委員、辻委員、長坂委員、古家委員、水野委員、森委員、吉田委員

(事務局)

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 久野担当課長

皆様、お待たせいたしました。

定刻になりましたので、只今から、2023年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

私は、障害福祉課担当課長の久野と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして植羅福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

植羅福祉局長

皆さん、こんにちは。

愛知県福祉局長の植羅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、まさに年末でございますが大変お忙しいところを、本年度第2回愛知県障害者施策審議会に御出席を賜りました。誠にありがとうございます。

また日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解、御支援を賜っております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、当審議会でございますが、障害者基本法に基づきまして、障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査審議するため、各都道府県に設置が義務づけをされた審議会でございます。

本年度は年度内に3回実施をする予定をしております、本日は第2回の開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、お手元の次第にありますように、議題が2件、そして報告事項が1件となっております。議題のうち、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正に関しましては、国におきまして障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定をされたことを受けて、本県でも改正を行うというものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 出席者紹介

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、出席者の皆様の御紹介でございますが、時間の都合もございますので、出席者名簿により代えさせていただきますと存じます。

ここで皆様に御報告がございます。

本日、本審議会の会長であります永田雅子委員から、急遽欠席との御連絡をいただきました。

そのため、愛知県障害者施策審議会条例第3条第3項の規定に基づき、永田会長から、会長代理として、鈴木智敦委員を御指名いただいております。

本日の審議会の議長は、愛知県障害者施策審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、鈴木智敦委員をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは鈴木委員、議長席にお移りいただきますようお願いいたします。

7 定足数確認

障害福祉課 久野担当課長

それでは、進めさせていただきます。まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち過半数以上の18名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件に当たりませんので、公開とさせていただきます。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 久野担当課長

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページで公開させていただきますので、御了承ください。

また、本日は傍聴の方が1名いらっしゃいますので、御報告させていただきます。

ここで傍聴の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

9 資料確認等

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日は資料が多くなっておりますので、順次確認をお願いしたいと思います。

まず、事前に委員の皆様にお送りしておりますものが、次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審

議会条例、愛知県障害者施策審議会運営要領。それから、資料でございますが、資料の1、資料の2、それぞれ1枚です。それから、資料3-1から3-4まで。資料4につきましては、資料4の別紙1、別紙2の(1)と別紙2の(2)それから、資料4の別紙3がございます。そして、資料5から資料8までとなっております。よろしいでしょうか。

出席者名簿及び配席図につきましては、大変お手数でございますが、永田委員欠席ということで、それぞれ修正をお願いしたいと思います。

また、追加資料といたしまして、本日机上には、障害者グループホームの食材料費の取扱いに係る実態調査の結果について、それから、愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会の開催について、そして、アジア・アジアパラ競技大会のリーフレットを配付させていただいております。

資料に不足等ございましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。また何か不足等ございましたら、後程お申しつけください。

10 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

ここで、委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、対面及びオンラインでの開催としております。オンライン参加の委員の皆様におかれましては、スムーズな会議進行のため、事前にお配りしております「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員におかれましては、発言の際には、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前と御所属に続けて発言いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、本日の議長であります鈴木会長代理をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

11 会長挨拶

鈴木会長代理

名古屋総合リハビリテーションセンターの副センター長の鈴木でございます。

本日は永田会長が急遽欠席ということで、会長代理を仰せつかいました。誠に僭越ではございますけれども、務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な進行について御協力をお願いしたいと思います。

本日は、先ほど福祉局長の挨拶にもありましたとおり、この後の議題は2件、報告事項は1件でございます。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言のほどよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

12 議事録署名者指名

鈴木会長代理

それでは、運営要領の第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することとなっておりますので、会長代理である私から指名したいと存じます。

今回は、岩田委員と古家委員をお願いしたいと存じます。

よろしかったでしょうか。ありがとうございます。それではよろしくお願いをいたします。

13 事務連絡

鈴木会長代理

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は午後3時を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

14 議題1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について

鈴木会長代理

それでは、議題の1番目「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について」審議します。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課課長補佐の矢ノ口と申します。

説明に先立ちまして、先に文書ではお知らせしておりますが、障害者差別解消推進条例につきましては、先の9月議会で一部改正が成立しております。

皆様方にはいろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領4件、知事部局と、教育委員会事務局等と、県立学校と、県警察の4点の改正について、一括して御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まずは先月、対応要領の改正素案につきましては、意見照会に御協力いただきましてありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえて説明してまいります。

まず、資料の1を御覧ください。「1 経緯」でございます。

職員対応要領の制定は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の第10条第1項に規定されております。

地方公共団体の機関等は、法第6条第1項に規定する基本方針に即して、第7条の行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に規定する事項に関して定めるよう努めるとされております。

本県では、愛知県障害者差別解消推進条例第15条第1項において、職員対応要領の策定を義務としておりまして、平成27年12月に各職員の対応要領を策定しているところでございます。

次に「2 改正の趣旨」についてでございます。

先ほど申し上げましたように、職員対応要領は、基本方針に即して定めているところでございます。令和5年3月に国の基本方針を変更し、令和6年4月から施行されることとなりましたので、基本方針の変更等を踏まえた職員対応要領の改正を行うものでございます。基本方針変更の概要は、資料の右側に記載をさせていただいております。

なお、本県の職員対応要領は、基本方針のほか、国の各省庁等の職員対応要領や事業者向けの対応指針、いわゆるガイドラインも踏まえているため、国の各府省庁等の職員対応要領及び事業者のための対応指針の変更も踏まえております。

現在、各省庁等において、ガイドラインは改正作業中であることから、国の動向を注視しつつ、職員対応要領の改正に向けた検討を進めることとしております。したがって、今回お示した改正案につきましては、

現時点では、改正済または改正案が示されている内容に基づいて策定したものとなっております。

次に、「3 改正のスケジュール」についてでございます。

本日の審議会において、皆様からいただいた御意見を踏まえ、改正案を修正した上で、この職員対応要領は、県の行政文書の書類としては、本庁、地方機関またはその職員に対する命令で、公表の必要がある訓令というものになりますので、来年1月から3月にかけて、法規担当課の審査を受け、年度内に改正する予定としております。また、今後ガイドライン等の改正がされた際には、法規担当課とも相談しつつ、改正内容に準じて、対応要領も改正してまいりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2の施策審議会委員からの意見です。11月8日に照会したものと対応案がございますので、御覧ください。

資料2ですが、事前の照会に対していただきました御意見と、その意見に対する各対応要領の対応案となっております。

まず1枚目の表の1番と2番と、裏返していただきまして2ページになりますが、2ページの3番でございますが、いずれも貴重な御意見はいただいておりますが、国の基本方針においても同様の記述がされておりますことから、これに即した記述としたいと考えております。いただいた御意見につきましては、今後、事務事業を行う上での参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、2ページ目の4番と5番につきましては、いずれもいただいた御意見を反映して改正してまいりたいと考えております。

資料を1枚おめくりいただきまして、資料3-1から4でございます。

各資料につきましては、意見照会を踏まえて作成した各対応要領の改正案となっておりますが、時間の都合上この場での説明は省略させていただきますので、御了承ください。

先ほども申し上げましたが、本日の審議会において、皆様からいただいた御意見を踏まえ、改正案を修正した上で、来年1月から3月にかけて法規審査を受け、年度内に改正する予定としております。

私からの説明は以上になります。改めて御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

鈴木会長代理

ありがとうございました。

それでは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について、御意見や御質問等があればお願いをいたします。

佐藤委員ですかね。お願いします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会・つばみの会の佐藤です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正案なんですが、資料3-1の10/26ページの10番を御覧ください。「イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。」とあります。これは知的障害だけでなく、知的障害のない発達障害の方も該当すると思いますので、ぜひそちらの方も記載していただけたらと思います。

同じくですね、13/26ページを御覧ください。左の下の方、3番なんですが、ここにも「知的障害のある生徒等に対し、抽象的な言葉や文章を説明する際、絵カード、文字カード、ICT機器等、分かりやすい教材・教具に代えて行う。」とあります。これも知的障害だけでなく、知的障害のない発達障害の方たちも、抽象的な言

葉とか苦手なことがあったり、何らかの支援が必要なので、こちらの方にも発達障害を入れていただきたいと思います。

3-2、3-3、3-4 も同じような記載がありましたので、できればそちらの方も同じように、そのように書いていただければと思います。よろしいでしょうか。

鈴木会長代理

「知的障害のある」とちょっと限定的に書かれている部分の表現をどうするかということだと思いますけれども、事務局の方、いかがでございましょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

委員の御指摘はごもっともだと思いますので、反映させてまいりたいと思います。ありがとうございました。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

その他御意見ありますでしょうか。加藤委員お願いします。

加藤(勝)委員

愛身連の加藤と申します。よろしく申し上げます。

5ページですかね、5/26ページのところで、左側の「新」のところを見ていただきまして、「特に障害のある女性に対しては」というくだりがありまして、ここはちょっと非常に解釈難しいかなと思っております。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意するという文言なんですけど、このあたり非常にわかりづらいついていうんですかね、と思いますので、これはどういった観点で記述されたかを、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

鈴木会長代理

事務局の方、それではよろしくお願いをします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

これはですね、一応基本方針に従った記述になっております。要は障害者で、さらに女性の方についてもそういう特性を踏まえて、きちんと対応してくださいねという説明になっておりましたので、女性特有の配慮も必要だということを謳っているものと解釈しております。

鈴木会長代理

加藤委員よろしかったでしょうか。

それでは他にはありますでしょうか。辻委員お願いします。

辻委員

ADF事務局の辻です。

資料2ページの第8条のところですね。研修及び啓発のところ、新たに「法や条例等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど」というふうにここが追記されてるんですけども、障害者から話を聞く機会というものは、どういうことを想定されてるのかなと思ってお聞きしたいと思います。

鈴木会長代理

2ページになりますが、よろしくお願ひします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

話を聞くというのはですね、意思疎通の関係もあって条例の方にも一応、明記させていただいたと思うんですけど、要は話だけじゃなくて、いわゆるコミュニケーション条例でも、意思のなかなかなかうまく発せられない方とかもそういったことも踏まえて、相手の方の立場に立ってちゃんと意思を汲み取ってあげてくださいということ、を明記することとしたものでございます。

鈴木会長代理

辻委員、そんな回答でよろしかったでしょうか。

辻委員

じゃあ、ちょっと一言。今まで以上にしっかり聞いていただけるということでよろしいですか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。

辻委員

わかりました。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

その他、御意見、御質問等ありましたら、高橋委員お願ひします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

先ほどの障害のある女性の差別のところなんですけれども、ちょっと補足といいますと、やっぱり障害があるというだけで、男女とかも関係なく、異性の介助を受けたりだとか、そういったところで、やっぱり障害があることプラス、女性であるというところに、まだまだ日本の中では差別を感じている方が多くいらっしゃるというところで、障害を持つ女性たちの団体からも意見を聞いていただいた上でこのような言葉になっているかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

鈴木会長代理

ありがとうございました。御説明いただきましてすみません。

その他はよろしかったでしょうか。

今の御意見をいただいたものを反映させていただきながら、内容の方を整理させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをします。

15 議題2 あいち障害者福祉プラン 2021-2026 改訂(次期愛知県障害福祉計画等策定)について

鈴木会長代理

それでは続きまして、次に議題の2番目「あいち障害者福祉プラン2021-2026改訂について」審議をさせていただきますと思います。事務局の方から御説明の方よろしくをお願いをします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。

議題(2)のあいち障害者福祉プラン2021-2026改訂(次期愛知県障害福祉計画等策定)について説明させていただきます。先日10月25日に開催いたしました、ワーキンググループでの説明内容と重複いたしますが、御了承ください。

では、着座にて失礼いたします。

では、資料4を御覧ください。

まず「1 改定の趣旨」でございますが、本県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 を策定しております。このプランは障害者施策の方向性を定める障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制を示す障害福祉計画を一体的に作成したものでございます。

このうち、障害福祉計画にあたる部分は今年度末に計画期間が満了するため、今回プランの改訂を行うものでございます。

プランの見直しの範囲は、障害福祉計画の主要部分であります、第6章から第8章が中心になります。

「2 見直しの内容について」です。

県が定める障害福祉計画については、国の基本指針を踏まえて策定することとされております。2023年5月に国の基本指針が改正されまして、今回その内容を反映して計画案を策定しております。

次に目標値・見込量についても見直しを行っております。

第6章では地域生活への移行を始めとした各分野における目標について、国の基本指針に則して設定しております。

また、第7章では、障害福祉サービス等の見込量と確保策を定めております。国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量の積み上げを基本として設定することとしております。なお、具体的な数値につきましては、現在集計中でございますので、御了承をお願いいたします。

また、第8章は目標一覧となっております。

こうした具体的な目標や確保策等の詳細につきましては、次の資料4の別紙1から別紙3に、記載のとおりでございます。

また今回策定した計画案の全文は、資料5ということで、A3で62枚にわたる大変分厚い資料になっており

ます。大変情報量が多く、多岐に渡っておる計画でございますが、前回10月に行いましたワーキンググループにおきましては、一通り説明をさせていただいておりますし、また本日時間の都合もありますので、詳細な説明は省略させていただきます。わからない点等ありましたら、事務局へお問い合わせください。

次に資料は飛びますけども、資料6を御覧ください。

資料6はA3 1枚の両面になっております。

こちらの資料は10月25日開催のワーキンググループ当日にいただいた御意見、それからその会議の終了後にいただいた御意見と、御意見に対する県の回答をまとめた一覧になっております。

なお、関係者に配布しております点字の資料の記載内容につきましては、恐縮ですがわかりやすく簡素化するために、会議終了後に提出いただいた御意見のみで整理させていただいておりますので御了承ください。

関係された方々には、大変多くの貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

それぞれの御意見及びその回答につきましては、資料に記載のとおりでございますが、発達支援に関する部分を始めまして、文章や語句がわかりづらいと御指摘をいただいた部分につきましては、表現の記載を修正するなどの反映を行いました。

またグループホームの利用や、一人暮らしの生活支援についても、複数の御意見をいただきました。現行制度において、すでに対応している部分もございますが、支援が今後より適切に実施されるよう、引き続き情報発信等に努めてまいります。

その他、施設整備への助成に関する御意見等につきましては、県といたしましては、引き続き国に財政措置等を強く要望してまいります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

鈴木会長代理

御説明の方ありがとうございました。

それではあいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂について御意見や御質問等があればお伺いしたいと思っております。

資料が非常に多くなっておりますので、どの資料かを簡潔にお伝えいただければ助かります。

重松委員をお願いします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。

資料4の別紙1、国の基本指針改正に踏まえた反映状況というものの裏面⑩に、障害福祉人材の確保・定着と改正内容がありますが、資料5の211ページ(7)の①福祉の場で働く人材の確保という部分についてですが、国の基本指針には確保・定着が挙げられているにもかかわらず、県の方では定着の文字がありませんし、定着に対する、この先努めていく部分の記載が全くないんですけれども、ここに関してはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思っております。

鈴木会長代理

御質問、御指摘ありがとうございます。それでは事務局の方でよろしく願います。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課の山本と申します。御質問ありがとうございます。

委員の御指摘のとおり、国の指針では障害福祉人材の確保と定着と書かれております。

御指摘のとおり211ページ(7)のところ、①はサービス提供に係る人材の確保及び育成ということで、おっしゃるとおり定着の部分が書かれておりません。

定着についても、国の指針のとおり非常に重要な方向性だと思いますので、定着の部分の施策についても、今後ですね、そういった記載なり、施策を示せるような方向で、今日具体的にどこでということとは言えませんが、プランの中で示せるようにしたいと思います。よろしく願います。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

定着の部分を何らかの形で反映していただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ではその他で、辻委員願います。

辻委員

資料6の2ページの8段目なんですけども、先ほどの重松委員から、人材確保の部分で私もワーキンググループで発言させていただきました。

先日ですね、12月20日のNHKのニュースでは、介護保険、これは高齢者の方なんですけども、介護保険の訪問介護事業所の倒産が、過去最多を更新したそうです。その理由としては、物価高に加えて人手不足がさらに深刻と指摘をしておりました。

この状況は、障害福祉サービスでも同様の状況が起きております。私たちの周りでも、今後障害がある方の地域生活、そもそもそんなものが、人手不足によって崩壊するのではないかと。また、これだけ施設からの地域移行と言われてるんですけども、地域移行がそもそも進まないんじゃないかという声が聞かれています。

ワーキンググループでは、量から質への時代になったと愛知県の方に回答いただいたんですけども、そもそも量が集まってないというのが現状だと私は考えておりますので、先ほどでは国の方に愛知県として要望していくというお話がありましたが、そうではなくて、やっぱり愛知県としてしっかりと独自施策を強く行っていただきたいと願いたいと思いますので、よろしく願います。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

様々な業界で人手不足が今後出てくるかと思えますし、令和4年、令和5年の厚生労働白書などでもその辺りが取り上げられていたかと思えます。

障害の方たちの地域生活が立ち行かなくならないように、またいろいろな施策等を努力していただければ

ありがたいなと思います。

その他御意見ありますでしょうか。Zoomの先の方々よろしかったでしょうか。

加藤歩委員、よろしくお願いします。

加藤(歩)委員

愛知県肢体不自由者父母の会連合会の加藤歩と申します。

資料6の1ページ目の3番目の方で、この前のワーキンググループの方でも聞いたかと思うんですが。医療的ケア児の通学保障の件で、県が今、通学支援モデル事業を計画しているというのがあるんですけども、保護者の都合が悪いときに、福祉タクシーを利用して、看護師さんを乗せて送迎するっていう話かと思うんですが、これって、県内の肢体不自由の特別支援学校にも全校に伝わってる事業なんですか。岡崎の保護者の方は知らないって言ってましたけど、ちょっとそこだけ確認させてください。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

資料6の3段目、第5章 P59と書いてあるところですかね。事務局の方よろしくお願いします。

障害福祉課医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 都主査

障害福祉課医療療育支援室の都と申します。

直接所管しておりますのが、教育委員会の方ではあるんですけども、私どもが医療的ケア児支援を所管しておりますので、教育委員会の方からこの事業について説明を受けている内容でお答えをさせていただきたいと思います。

今回、今年度開催しているこちらの事業がモデル事業ということにして、一部地域、一部学校でのみ開催をしているという状況でございます。今年度は初年度ですので、この事業の利用状況ですとか、実績を見て、来年度のその事業展開をこれから検討していくということを伝え聞いております。以上でございます。

鈴木会長代理

ありがとうございます。加藤歩委員よろしかったでしょうか。

その他御意見等御質問ありましたら。古家委員よろしくお願いします。

古家委員

愛盲連の古家です。お願いします。

先ほど、辻委員が言われたことと準ずる形にはなるんですけども、やはり人材の確保っていうのが、本当に必要になってきてるなと思います。これは賃金を上げるっていうことではなく、やっぱりその方の精神的なゆとりは必要だと思うんですね。一般のところであれば有休を取って休むとか。でもそういう形がとれないですよね。相手は人で生活かかっていますので。ここで穴を開けてはいけないということで無理して出ていかなければならない。そういう形で、年末年始であろうが関係なく、やはり出ていかなければならないと、その辺りのゆとりっ

ていうのが必要になってくるんじゃないのかなと思います。

最近増えてると思うのが、ナーシングホームなんですけども、これも一応訪問介護という形になってるんですが、車で何分と走っていく訪問と、ちょっとその部屋に行く訪問では、何か随分違うと思うんですが、このナーシングホームの位置付けみたいなの、ちょっと教えていただけたらと思います。

鈴木会長代理

ありがとうございます。ナーシングホームの位置付けというお話ですけれども、事務局の方でいけますでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

事務局 障害福祉課山本と申します。

古家委員から、今ナーシングホームですね、御質問いただきましたが、申し訳ないんですがナーシングホームに関する情報が今手元にありませんので、申し訳ございませんが、会議終了後にまた対応させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

鈴木会長代理

古家委員、よろしかったですかね。

古家委員

はい。

鈴木会長代理

重松委員よろしくお願ひします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。

先ほどお話ありましたナーシングホームについてなんですけれども、難病患者の重篤な方が、今ナーシングホームと言われる、ほとんどが有料老人ホーム、これの中にナーシングホームと名乗っていらっしゃるホームがあるんですけれども、こちらに入っていらっしゃる方は大変多くなってきております。

私もナーシングホームと名乗っていらっしゃるところ、相当たくさんの施設見せていただいておりますが、ナーシングホームというものが、法律なり、何かしらで規定された名前のものではないというのが実際のところで、これは名乗ったもん勝ちみたいなどころがあります。

実際、ナーシングホームと名乗っていらっしゃるところでも、ナースが 24 時間対応しているかという、それは違っていたりとか、ナーシングホームというところで、訪問の看護が入っているという状況だけでも、ナーシングホームと名乗っていらっしゃる会社さんも、多々あります。ですので、このナーシングホームとは何ぞやというところに関しては、設置している会社さんごとで、認識が異なっているというのが今の現在の状況です。

私もこのことに関しては、しっかり利用者さんに対する、求めるサービスがこちらで提供されているのかということには、とても疑問を感じておりますので、このナーシングホームという名前だけが先走りしている状況ですので、後追いにはなるかと思いますが、行政の方でも、どういうサービスが提供できて、どういう施設であれば、ナーシングホームと名乗って良いのかというような規定がされるべきではないかなと考えております。以上です。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

一度、県の方でもお調べをいただいて、また御回答いただければと思います。

多分明確な定義という形ではなく、ただ介護保険などでも利用したりとか、ターミナルで利用したりとかっていうことも出てくるかと思えます。

先ほどおっしゃられていたみたいに、有料老人ホームの1つの種類みたいな感じになっているんですけども、その辺りも含めてまたお答えいただければありがたいなと思えますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

その他御意見等ございますか。高橋委員、よろしくお願いします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

今お話が出たナーシングホーム、とても私もたくさんできているなと感じております。

また同じように、障害者シェアハウスっていうような名称で、グループホームではない、この一軒家の何部屋かに障害のある方を、1軒1軒という形で住んでいただいて、そこに居宅介護でヘルパーを派遣するっていう家が出ております。

そうすると、グループホームみたいな基準もない建物であったりだとか、安全面とかもあんまり保障が福祉サービスではないので、そういう安心がないまま、安い賃料で住める、居宅介護でちょっと派遣し放題みたいな、ちょっと中身が見えづらい支援が行われているのではないかということも危惧するところではあります。

なかなか県の方が直接そのことを知る機会が少ないのかもしれませんが、ちょっと情報収集していただければいいかなと思っております。以上です。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

その他、御質問御意見、Zoomの参加の方もよろしければ。加藤歩委員、よろしくお願いをします。

加藤(歩)委員

ちょっと確認を前回し忘れてたんですけど、資料5の207ページのところの、ピアサポートの活動とかあるんですけど、ここだけではないですが、ピアサポートについてなんですけど、これって私いつも確認し忘れてるんですけど、保護者の立場のピアサポートっていうのは何かあるんでしょうか。これにカウントされているんでしょうか。大体、ピアサポートっていうと同じ障害のもので、何かカウンセリングするっていうイメージがあるんですけど。

あとその他に、ペアレントトレーニングとかいう言葉もこの間は聞きましたが、その親同士の育ちの中でのいろんな葛藤などを話し合う場というのは、ピアサポートという形でカウントしていただけるのでしょうか。お願いします。

鈴木会長代理

ありがとうございます。事務局の方がいかがでしょうか。

障害福祉課医療療育支援室 小河室長

医療療育支援室の小河でございます。

今の部分は発達障害の部分での、この207ページのところは記載ということになっておりますけれども、この中で、実際に親御さん等への支援の部分と、それから実際に障害のあるご本人に対する部分と、ここに付きましてのこのピアサポートの活動の参加というところは、両方を含めてこちらとしては捉えているところでございます。

鈴木会長代理

ありがとうございます。加藤委員よろしかったでしょうか。

加藤(歩)委員

ということは、親同士が会って話をする場も、ピアサポートとしてカウントされるっていう考えでよろしいでしょうか。同じ状況の、例えば母子通園のお母さん同士みたいな形なのか、やっぱりちょっと先輩の、経験をされた方との話し合いとか、何かそういう規定みたいなものはありますか。

鈴木会長代理

事務局の方お願いします。

障害福祉課医療療育支援室 小河室長

私どもそういった専門的にというよりは、こういった親御さんへの支援というところでは、その上にございますペアレントメンターさん、そちらの養成ということはしてきております。

ですので、そういったペアレントメンターさんを中心とした、実際に親御さんへ地域の中での相談を受けたり、座談会をしたりというようなところを想定はしているところではございます。以上でございます。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

今の関係ですかね。佐藤委員よろしく申し上げます。

佐藤委員

愛知県自閉症協会・つばみの会の佐藤です。

今おっしゃったペアレントメンターにつきましては、私達の会が事務局になっております。ペアレントメンターとは、発達障害の子どもを持つ親が診断を受けて間もない親の相談を聞くなどの他、いろんなところに出向いて、県の事業でしたら親子支援プログラムや行政窓口研修、サポートブック研修、これは幼児期の子どもの特徴をわかりやすく書いた、サポートブックというのがありますが、その作り方の研修を行っています。その他要請があれば、いろいろな場で発達障害の特性や対応などの啓発をしております。年ごとにベーシックとフォローアップの研修を行って、その後も応用研修や事例検討会でレベルアップをはかり、発達障害の特性や対応などの啓発をしております。ペアレントメンターの活動は、愛知県自閉症協会と、アスペ・エルデの会、LD親の会かたつむり、あとADHDのえじそんくらぶの4つが愛知JDD ネットっていうことで、共同して活動しています。詳しくは愛知県自閉症協会・つばみの会やあいち発達障害者支援センターにお尋ねください。

鈴木会長代理

御説明の方ありがとうございます。

多分先ほど加藤委員が言われていたところに関して言うと、報酬上の関係のこともそこでいけるのかどうかって話も出てくるんじゃないかとちょっと思っているんで、そこは親さん同士が他のところでお話し合いを合わせたからそれでいけるかどうかってということもちょっと関わってくるんじゃないかと思っていますので、一度この辺は少し整理してお答えをまた出していただいた方がいいかと思っておりますので、よろしく願いをします。

すみません、私の方の画面がちょっと固まっているので、加藤歩委員よろしかったですかね。

加藤(歩)委員

ちょっと途中聞こえなかったけど、大体わかりました。肢体不自由の会の方ではあまりそういう縦の繋がりのことは会の中ではあるんですけど、行政を通じて呼んでいただくとか、お知らせをしていくという活動をしたことがないので、私たちがちっちゃいときはそういう会に入ったことで先輩のお母さんに会いましたが、皆さんそういう最初のところでお話が聞きたい方とかいらっしゃるのかな、どうなのかなってというのがちょっと1つあったのと、先ほど報酬のこともありましたが、相談支援事業というか、市の中でやっているような相談事業の中にも親として話をする機会が全くないので、どういう扱いなのかなというのがあるので、またまとめてお知らせいただけたらと思います。ありがとうございます。

鈴木会長代理

ありがとうございます。その他よろしかったですよね。

いくつかちょっと御質問等も出ましたので、その辺りはまた少し整理をして御回答いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは本日の議題は以上となります。

16 報告事項 アジア・アジアパラ競技大会に向けたアクセシビリティ・ガイドラインの策定について

鈴木会長代理

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の「アジア・アジアパラ競技大会に向けたアクセシビリティ・ガイドラインの策定について」ですけれども、事務局の方から御説明の方よろしくをお願いします。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

皆様こんにちは。アジア・アジアパラ競技大会推進課の高橋と申します。

今日は、この会に報告事項といたしまして、アジア・アジアパラ競技大会に向けたアクセシビリティ・ガイドラインの策定について、御報告をさせていただきます。

まずは、このアクセシビリティ・ガイドラインの策定の前に、皆様のお手元に、アジア競技大会と、それから、アジアパラ競技大会のパンフレットを置かせていただきました。今日は、アクセシビリティ・ガイドラインの御説明の前に、少しでも宣伝をさせていただきます。

今年の9月に前催大会であります、中国の杭州で大会の方がこの9月・10月に行われました。一部テレビ放映なんかもしておりましたので、見ていただいた方がいらっしゃったら嬉しいなと思っております。その大会が、いよいよ3年を切って2026年ここ愛知・名古屋で開催されるということで、アジア競技大会につきましては、オリンピックの32競技を含む41競技。アジアパラ競技大会につきましては、18競技がそれぞれ、この愛知・名古屋の、一部県外も利用させていただくのですが、ほぼこの愛知・名古屋の会場で、アスリートをお迎えして、国際大会をやらせていただくことになっております。

今回、私どもが策定いたしましたアクセシビリティ・ガイドラインは、そのような国際大会が行われる中で、選手、それから選手の関係者の皆様、海外からもいらっしゃいます。県外からも多くいらっしゃいます。そして、それを見にお越しいただく観客の皆様、そしてそれをお迎えする地元の皆様、そういった方々に、この大会に気軽に来ていただいて、快適に試合を観戦していただいて、みんなで楽しく応援をしていただきたい。そんな思いを持って、今回策定させていただきました。

前の報告の時にも、このアクセシビリティ・ガイドラインを策定途中ですということをちょっと御報告しておりましたが、あと、この会の中にも、御参加いただいている団体の方や委員の方がいらっしゃるのですが、皆様の御意見をいただいて検討会を3回、そしてパブリックコメントの方も開催して、先日12月12日に公表、策定ということで、今ホームページに載っております。

皆様のお手元に、本編はかなり分厚いものですから、概要版ということでお配りさせていただいております。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催された時にも、同じようにアクセシビリティ・ガイドラインを策定されました。その基本的な方向を基に、そのあと国の基準が変わったり、そして2025年にですね、大阪・関西万博が開催されますので、そこのユニバーサルデザインガイドラインなどの新しい考え方を取り入れて、新たに愛知・名古屋版ということで作らせていただいております。

例えば、車椅子席の観客席のパーセンテージでありますとか、それからお手洗いの考え方、東京2020の時は、多機能トイレみたいなものを作りましょうというような考え方だったのを、ちょっとそれではいろんな人が集中してしまうので、機能を分散して、例えば車椅子の方であったり、それからお子様連れの方であったりと

いうことで、そういう機能を分散したトイレを作りましょうであるとか、カームダウンルーム、クールダウンルーム、そういった少し落ち着いた空間が欲しいと思われる方に入っていただけるようなスペースを設けましょうとか、そういった考え方も新たに付け加えたものとなっております。

これは、この愛知・名古屋大会のいろんな会場をこれから整備していくにあたりまして、なるべくこういった基準に沿うように努力させていただきたいということで、いろんなところにこれからハード面、そしてどうしてもハードでは賄えない部分につきましては、ソフト的対応であるとか、またボランティアさんなどのお力もお借りして、皆様をお招きするに値する会場づくりをしていきたいと思っております。

こちら、ホームページの方にも上げておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

そして 2026 年には、ぜひ皆様にもこのアジア競技大会・アジアパラ競技大会を御覧いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

途中すいません、少し早口になってしまいました、私からは以上です。ありがとうございました。

鈴木会長代理

御説明の方ありがとうございました。

ただいまのアジア・アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドラインの策定についての御意見あるいは御質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。

古家委員よろしく申し上げます。

古家委員

愛盲連の古家です。

3点お伺いしたいです。1つ目は、私たち視覚障害の場合、移動手段が結構大変になってくるので、最近よく出てきてます、ナビレンスのような形で、点プロの下に情報を埋め込んで、アプリを通して開くことによって情報を得られるというサービスっていうか、そういったものをつけてもらうことはできないでしょうか。

2つ目は、刊行物に関して、色彩であったり、行間だとかいろんなことが書いてありますけども、視覚に対する点字物というようなものは何もなさそうですね。どんどん格差が広がっちゃってるように感じます。QRコードでそれを読み取れば動画がまたさらに広がってっていう。それも私たちではわからないので、せめてQRコードを付けるのであれば、どこにQRコードがついてるかっていうことがわかるような、触ってわかる、QRコードはここですよっていう分かる印をつけてもらうなど、もう少し視覚障害に対する刊行物を考えていただければと思います。

それから3つ目ですけれども、もちろん補助犬も当然入るといって、海外からも来られるかもしれない。そうすると、やっぱり私たちが出かけたときに問題なのはトイレの場所ですね。補助犬のトイレの場所です。この会場では補助犬用のトイレっていうのはマークがなさそうなので、作られる予定ではないみたいなんですけど、そうすると私たちの場合は、袋をつけて、人が使う一般的な多目的トイレでさせたりもするんですね。でも今、機能分散してっていうことを言われたのでそうすると、犬のトイレはどこの、機能的なところに入っちゃっていいのかなっていうのがあります。

それと、やっぱり袋をつけてできる子が圧倒的に多いんですけども、中には神経質で、袋をつけたらできな

いとか、外じゃないとなかなか難しいっていう子もまだまだいらっしゃいますので、そういった場合、外で補助犬のトイレはどこだったらいいのかっていうのをスタッフに聞けばわかるように、ぜひぜひしておいていただきたいなと思います。お願いします。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

今3点御質問ありましたけれども、事務局の方よろしくお願いします。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

ありがとうございます。

この検討会には、目の御不自由な方も入っていただきまして、先ほどの例えばアプリを使ってとか、そういったような、今いろんなアクセスする技術であるとか、そういったものがあるんだよということは、実際に教えていただいたりもしました。

ただ、すべていろんなところでそれが対応できるかっていうとちょっとなかなか難しいところはあるのですが、そういったところにつきましては、スタッフとか、さっきお話をさせていただきましたボランティアさんであるとかそういったところで、その方々に合った対応であるとかご案内というのを、なるべくやらせていただきたいと思っております。

また補助犬のですね、例えばお手洗い、これは、今回アクセシビリティ・ガイドラインの方にもちょっとあるんですが、お手洗いだけじゃなくて、例えば水飲み場とかそういったものも、ワンちゃんによっては必要なと思います。そういったところも、整備をできる限りやらせていただきたいなと思っておりますし、例えばお座りいただけるそばには、そういった盲導犬の子と一緒に座れるようなスペースなんかも、できる限りその状況に合わせて作らせていただきたいなと思っております。

そして点字とか、またQRコードをつける際の切り欠きにつきましても、今後に向けて整備をしております。例えば、今の概要版なんですけど、12日に発表する際には、御用意はできなかったんですが、今まさに、点字の概要版の作成を進めておりますので、点字の方もまたできましたら、いろんなところに配架の方をさせていただきたいと思っておりますので、点字の方とかそういったものにつきまして、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

いろいろな新たな取り組みも含めて、できるだけ導入できるようによろしく願いをしたいと思っております。その他御質問御意見等ありますでしょうか。

辻委員の方からよろしいですか。

辻委員

ADF事務局の辻です。

今回私も、このアクセシビリティ・ガイドラインの策定委員として出席させていただきました。

私は、これまでそれぞれ大阪万博のガイドラインとも参考にして、さらにその上を目指すものとしてできたのではないかと感じております。では、このガイドラインがせっかくできたものですから、それぞれ愛知県内のいろんな自治体、またいろんな地元の方にも知ってもらうためにも、これを愛知県内でのいろんなイベントとか、そういうところでもぜひ広げていただきたいなと思います。

その時には、ぜひ障害当事者の方と一緒にそういうイベントを行ったりだとか、そういうことをやっていただきたいなと思います。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

では高橋委員の方よろしく申し上げます。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

私どもの団体でもですね、障害がある人が気軽に観戦に行きたいだとか、楽しむことができるよってということで、シンポジウムを毎年開催しております。

また今年度は、岡崎市と来月刈谷市でもシンポジウムを行う予定でありまして、やっぱりこう目に行くところだったりとか、もうスタジアム自体が立派でも、やっぱりそこに行くまでのアクセス、駅だったり、あと歩道だったり、そういったところが、名古屋市は中心に整備が進んでいると思うんですけども、まだまだ会場となる他の土地が進んでいないのではないかと感じておりますので、そのあたりも県の方で、メインは組織委員会からのお話が出ていうところが行政の方もお話しておりましたので、ぜひお願いしたいと思っております。

あともう一つですね、ニュースの方で、宿泊施設を選手村を作らず、宿泊施設を選手のために使うという話があったんですが、パラとかの競技の場合、そうすると私たちも見に行った場合、宿泊ホテルがなくなってしまうのではないかとこのを危惧しておりますが、そのあたり何か今対策はお考えでしょうか。お聞きできたらと思います。以上です。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

後半の部分の御質問の方について、事務局の方よろしく申し上げます。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

ありがとうございます。ぜひ見にお越しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

宿泊につきましては、今現在、組織委員会の方が、まず選手の方々がどれぐらい、例えば障害をお持ちの方でも、車椅子の方であったり、上肢の障害の方であったり、耳の障害であったりとか、いろんな方がいらっしゃるという中で、まず宿泊施設の割り振りを考えているという最中でありまして。その中で、さらにお越しいただいた方々の宿泊の場所が確保できるかどうかというところですが、今、正直申し上げてこうです、という自信を

持ったお答えはできないというところでございます。

ただ、ニュースで聞いていただいたように、私どもの知事の方からも、宿泊施設に関して、何らかの積極的な支援をしたいと申し出ておりました。それについては、本当に今嘘でなく、ただ結果として、どのような御支援ができるかとか、いつからできるかとかいうところは、まだまだこれから、予算もあってそれについてはいろんな手続きもございますので、今しばらく見守っていただけるとありがたいところです。よろしくお願いいたします。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

見に来る方たちも泊まれるようにしておいていただければと思いますが、加藤歩委員の方から手が挙がっていますかね。よろしくお願いいたします。

加藤(歩)委員

ちょっと確認させていただきたいのが、6 ページのところの座席の絵のところなんですけれども。同伴者用席と車椅子利用の方の座席のこの位置って、区切られちゃうんですかね。

私たちの子どもたちでも、右側から支援したい人と左側から支援したい子がいると、席っていうのがペアで1つぐらいの席の余裕だといいいのかなと思うんですけど、限られちゃうと、右左があると難しいかなってちょっと思ったので確認させてください。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

6ページの左側の図の方ですかね。事務局の方よろしくお願いいたします。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

概要版6ページのこの下の表図でございますね。

これですね、あくまで参考例というものでございます。こういうふうには、車椅子の方と、それから一緒にお見えになった方と、同じような位置で試合を楽しんでいただけるように配慮しますよ、という参考例でございますので、実際にこれが例えば右になるのか左になるのか、もしくは人によってはちょっともう少し違う位置にさせていただいた方が御都合がいいのか、そういったところは、会場のスペースの許す限りとなるかもしれませんが、フレキシブルに対応できるようにさせていただくつもりです。よろしくお願いいたします。

鈴木会長代理

ありがとうございます。同席者のところが、可動式かなんかで右か左かどちらか選べるようになるといいかもしれないですね。

その他、御意見ありますでしょうか。

17 その他

鈴木会長代理

それでは、本日の議題、報告事項は以上となりますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

失礼いたします。障害福祉課担当課長の西川と申します。

本日追加で、机の上に配布をさせていただきました愛知県の広報資料2点について御説明をさせていただきたいと思います。

説明は失礼して着座で進めさせていただきます。

グループホームを全国的に運営しております、株式会社恵に関しましては、食材料費の過大徴収ですとか、あるいは新規のグループホームの開設の取り止め等が報道されておるところでございます。

まず1点目の、11月22日付けの資料でございます、障害者グループホームの食材料費の取り扱いに係る実態調査の結果について。こちらにつきましては、過大徴収の事実を踏まえまして、愛知県が県内の自治体の御協力をいただきまして、9月下旬から10月頭にかけて、調査票を県内すべてのグループホームにお送りして、回答を得たその結果が発表されたものでございます。

調査の結果の概要については、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。回答いただきましたのは707か所でございますが、うち食材料費について精算をしていないという回答が391か所ございました。ただ、この391か所の内訳が下にございますが、その中には食材料費に残額が発生していない事業所も含まれておりますので、これがすべて問題だということではございません。特に、その中で問題があるという可能性のあるのが、職員の人件費に流用をしているという回答があった40か所。あるいは光熱水費や日用品費に流用しているという回答だった99か所でございます。

ただ、こちらのそれぞれ人件費、光熱水費、日用品費への流用があったところの事業所への対応が、その下の3番に対応が書かせていただいておりますが、こちらについては、簡単に言いますと、問題がある可能性があるというようなことが、自己点検的な調査で明らかになったということでございますので、この40か所、99か所すべてに問題があると県が捉えているというわけではございませんことを、念押しをさせていただきたいと思います。

もう1点でございます。こちらについては12月14日付けでございます、愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会の開催について。株式会社恵のグループホームの問題に対応するために、一昨日、県内の自治体あるいは関係機関や当事者の方にお集まりいただきまして、この問題に関しての情報共有と対応策の検討をする会議を開催させていただきました。

グループホームに関しましては、やはり入所される方の障害福祉サービスの支給決定を、入居前の自治体で受けているという事例が、基本的にすべてございまして、ですので、グループホームの所在地だけでは情報の把握が非常にしにくいという状況がございます。

ですので、今回は県内の株式会社恵のグループホームが所在する政令・中核市にお集まりいただきまして、自治体間の情報共有という部分、それからまず利用者が一番近いところで相談に乗っていただいております、相談支援専門員さんの協会あるいは基幹相談支援センターさん、そして何よりも当事者の方というような構

成で、会議を開催させていただきました。

愛知県といたしましては、障害のある方の住居でございますグループホーム、そういったものが失われて、行き先がなくなるようなことがあってはならないと考えておりますので、そういったことがないように、関係する自治体や関係機関、当事者等々と連絡をとりながら、この対策を進めてまいりたいと考えております。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

非常に大きな問題であり、課題であったかと思えますし、まだこれから解決をしていっていただかなければいけない部分かと思えますので、今後議論して進めていっていただければと思います。

それではせっかくの機会ですので、会議全体を通して御意見御質問はありませんでしょうか。

辻委員よろしく申し上げます。

辻委員

ADF事務局の辻です。

先ほどのグループホームの問題について、ちょっと一言お願いしたいと思えます。先ほど担当課長さんがおっしゃったみたいに、住む場がなくなるということだけは絶対に避けていただきたいと。しかもそれが、この株式会社恵の都合によって住んでるところを追い出されるとか、やっぱり住み慣れた家に住み続けたいと思うんですね。

ですので、問題連絡協議会については、今後どうされるのかなっていうふうに思えます。なんかこの1回限りで終わってしまうのか、この株式会社恵に関しての問題が解決するまで、連絡協議会を定期的で開催されるのか。私は定期的で開催して、最後まで利用者がちゃんと安心して生活ができる基盤ができるまでは、この協議会を続けていただきたいと思えますが、いかがお考えでしょうか。

鈴木会長代理

事務局の方、よろしく願いをいたします。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課の西川でございます。

この協議会はですね、こちらの審議会のように定期で開催するものではございませんので、次回開催がいつということが決まっているわけではございません。ですが、1回限りでやめますと言うつもりもまたございませんので、必要に応じて開催してまいりたいと考えております。

鈴木会長代理

ありがとうございます。

その他御意見御質問等ありますでしょうか。Zoomの先の皆さんもよろしかったでしょうか。

まだ意見交換されたい方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれませんが、時間も迫ってまいりましたので、本

日の会議はこれもちまして終了といたしたいと思えます。

事務局においては、今日出ました御意見や御質問を基に、障害者支援施策の一層の推進を図っていただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは事務局の方にお返しをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

18 閉会

障害福祉課 佐藤課長

課長の佐藤です。

本日はお忙しい中を長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

また鈴木委員におかれましては、急場の対応、誠にありがとうございます。定刻どおりの会議の運営、ありがとうございます。

本日いただきました多くの貴重な御意見、御提言につきましては、しっかり事務局の中で検討を行いまして、施策に反映をさせてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

また、今回の会議にあたりましては、非常に資料が多く、事前に配付をさせていただいておりますが非常にわかりにくいところもありまして、大変申し訳ございませんでした。御容赦いただきたいと思えます。

また、本日御発言されました委員の皆様方におかれましては、後日、会議録の確認をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上で、2023年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。